

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第30号

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第8条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に指定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第8条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則第21項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第 28 項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第 29 項中「退職したこととして」の次に「移譲日の前日における」を加える。

附則中第 31 項を第 34 項とし、附則第 30 項中「前項」を「附則第 29 項」に改め、同項を附則第 33 項とし、附則第 29 項の次に次の 3 項を加える。

30 前項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例附則第 26 条の規定を適用するときは、同条中「100 分の 87」とあるのは、「100 分の 83.7」とする。

31 附則第 29 項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年新潟県条例第 41 号）附則第 3 項の規定を適用するときは、同項中「100 分の 87」とあるのは、「100 分の 83.7」とする。

32 附則第 29 項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟県条例第 6 号）附則第 2 項の規定を適用するときは、同項中「100 分の 87」とあるのは「100 分の 83.7」と、「104 分の 87」とあるのは「104 分の 83.7」とする。

附則に次の 1 項を加える。

35 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 8 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就

職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年新潟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「及び次条」を削り、「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定（第8条第10項及び同条第11項第5号の改正規定並びに附則

に 1 項を加える改正規定に限る。) 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 30 年 4 月 1 日

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例附則第 2 1 項及び第 2 9 項から第 3 4 項までの規定，第 2 条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 5 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 2 条の規定は，前項第 2 号に掲げる日以後の退職に係る退職手当について適用し，同日前の退職に係る退職手当については，なお従前の例による。